

令和5年度

第9回あさぎり町農業委員会
議 事 録

開会日：令和5年12月11日（月）

あさぎり町農業委員会

令和5年度 第9回あさぎり町農業委員会総会議事録						
招 集 年 月 日	令和5年12月11日（月）					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年12月11日 午後1時30分		会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和5年12月11日 午後2時07分		会 長	杉下 和治	
応（不応）招委員及 び出席並びに 欠席委員 出 席 25名 欠 席 1名 ○（出席） ×（欠席） △（遅刻）	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	×
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	18番 的射場 洋一 19番 宮原 久子					
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	主 幹 大岩 亜記 主 幹 椎葉 尚宏					
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（第12回）の決定について 日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（第5回）の決定について					

開会 午後1時30分

●**農業委員会主幹（大岩 亜記君）** それでは開会いたします。御起立願います。礼。着席下さい。ただいまから、令和5年度第9回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。今年も残すところあと20日余りとなりました。早いもので、もう23年も終わろうとしております。今からですね年末に向けて、忙しい、毎日が続くと思いますけれども、農作業等ですね、事故など、気をつけられて、そしてまた、体調管理に気をつけられて、お過ごしいただきたいと思います。本日はですね、14番宮原範行委員より、欠席の通知がありましたので、報告いたします。出席委員は26名中25名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、18番、的射場洋一委員。19番、宮原久子委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** それでは報告いたします。資料は、2ページから5ページをご覧ください。今回は18件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号120番から128番は、第三者貸付けのため、129番から132番は、所有権移転のため、133番は、経営規模縮小のため、134番から136番は、契約内容変更のため、137番は耕作困難のためとなっております。以上報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** ほかにありませんか。ないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** それでは報告いたします。資料は、6ページから13ページ、タブレットに格納しております非農地の写真をご覧ください。今回は、地区担当農業委員による現地調査により、10筆の農地を非農地と判断しております。非農地化対象農地は、上地区、畑1筆、2,271平方メートル。免田地区、田2筆、1,113平方メートル。免田地区、畑3筆、1,578平方メートル。岡原地区、畑1筆、423平方メートル。深田地区、田1筆、932平方メートル。深田地区、畑2筆、1,371平方メートルです。以上報告いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（大岩 亜記君） それでは説明いたします。資料は14ページからになります。今回は5件の審議をお願いいたします。申請番号16番について、資料は15ページから22ページになります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳・現況とも畑、面積は129平方メートルです。移転する契約は、反当たり30万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地に、季節野菜を栽培される予定です。

次に、申請番号17番について、資料は23ページから30ページになります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は2筆で、地目は台帳・現況とも田、面積は合計で1,882平方メートルです。移転する契約は、総額1万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地にWCSを栽培される予定です。

次に、申請番号18番について、資料は31ページから38ページになります。譲渡人は町外の個人、譲受人は、町内の個人の方で、移転する土地は1筆で、地目は台帳・現況とも畑、面積は750平方メートルです。移転する契約は、総額5万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地に栗を栽培される予定です。

次に、申請番号19番について、資料は39ページから46ページになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は町外の個人の方です。移転する土地は1筆で、地目は台帳・現況とも畑、面積は3,597平方メートルです。移転する契約は、贈与による所有権移転です。譲受人は申請地にネギ・ナス・栗を栽培される予定です。

次に、申請番号20番について、資料は47ページから55ページになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は町内の法人です。移転する土地は1筆で、地目は台帳・現況とも田、面積は2,526平方メートルです。移転する契約は、総額50万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地に水稻を栽培される予定です。以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第3班の現地調査がありましたので、申請番号16番の案件について、22番委員の北川委員より、申請番号17番の案件について、16番委員の中村好文委員より、申請番号18番及び19番の案件について、11番委員の濱田委員より、申請番号20番の案件について、18番委員の的射場委員より、報告をお願いします。

○22番委員（北川 浩臣君） 22番委員の北川です。農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号16号の案件で午前中に現地調査の結果を報告いたします。資料は15ページから22ページになります。22ページをご覧ください。場所は、犬童病院の五差路から北へ800メートルの場所です。譲受人は、町内の個人、譲受人も町内の個人です。申請地に、季節野菜を栽培するとのことです。特に問題はないと思います。皆様方の御審議よろしくをお願いします。

○16番委員（中村 好文君） 16番委員の中村です。農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号17番の案件で、午前中現地調査の結果を報告します。資料は24ページから30ページになります。30ページをご覧ください。場所は、狩所公民館から南東に600名ほど行ったところになります。

譲渡人と譲受人ともに、町内の個人の方です。申請者は、ここにWC Sを作付されるとのことです。物凄く山に近いところで、へんぴなところですので、作っていただけるだけでよろしいのではないかなと思います。皆様のご審議方よろしくお願いします。

○11番委員（濱田 定武君） 11番の濱田です。18番と19番について午前中の現地調査のご報告をいたします。18番についてですが、譲渡人、譲受人につきましては先ほど事務局のほうからご説明があったとおりでございます。38ページの地図をご覧くださいと思います。須恵小学校の近くでございます。ちょうど旧須恵中学校の裏側にある場所でございます。現地はきれいにですね現在も栗を栽培されておりまして、また新しく、新植もされているようでございますので、別に何ら問題はないと思いますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

19番についてですけれども、これも46ページの地図をご覧くださいと思います。同じく、須恵地区でございますけれども、これも、須恵の保育所、から何百メートルか行った北のほうでございますけれども、ちょうど上のほうにフルーティロードが通っておりまして、近くの高台にあるところでございます。ここににつきましては、川辺川治水事業の関係で基盤整備がきれいにしてありまして、現在も栗を植えてあります。今後はですねネギ、ナスと、それから栗等を栽培されるというようなことでございます。何か新規就農者というようなことでございますので、何ら問題はないと思われましたのでご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

○18番委員（的射場 洋一君） 18番、的射場です。農地法第3条、申請番号20番の案件について現地調査の結果をご報告いたします。資料は、47ページから55ページで地図は55ページをご覧ください。国道沿い役場から東側、湯前方面に向かっていきますと、吉井地区に衣料品センターがございますが、そこを右折して、100メートルほど入った住宅地の中にございます。54ページの地図を見てお分かりなるかと思いますが非常に変形の状況でありまして、かつ周りには、宅地しかないという、非常にへんぴな地理条件となっております。ただ管理のほうは今のところしっかりされておりまして、作物はなかったんですが、草等はきちんと切って整えてありました。ただ作付計画として水稻作付されるということになっておりますがちょっと形が形なのできちんとできるのかなという不安を少し覚えつつ、ちょっと経過を見守る必要もありそうだなと感じたところでございます。そのほかについては、手続上の問題等はないと思われまので、あとは、皆様のご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による、許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号16番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号16番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号16番の案件については、原案のとおり決定しました。次に、申請番号17番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号17番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号１７番の案件については、原案のとおり決定しました。次に、申請番号１８番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号１８番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号１８番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号１９番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

◎２番委員（村田 新一君） はい、２番の村田です。譲渡人、譲受人を私は両方とも知ってるんですけど、この方たちは親戚とかではないですよ。それなのに、なぜ対価が発生しない贈与での所有権移転なんでしょう。

３番委員（田崎 洋一郎君） はい、３番田崎です。私の担当地区ですので、少し説明しておきますが譲渡人と譲受人の関係は、親戚とかではありません。ただ、譲受人の方は、新規就農ということで、譲渡人と知り合いです。で、譲渡人が譲受人から農地が欲しいという相談を受けたことから、譲渡人が所有する川辺川事業で基盤整備された農地に栗を植えていたが、もう管理出来ないということで、譲受人が川辺川事業の負担金を払ってくれば譲りますよという形になったようです。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいですか。はい。ほかにありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号１９番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号１９番の案件については、原案のとおり決定しました。次に、申請番号２０番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○４番委員（藤本 勇二君） はい。４番の藤本です。確認ですが、総額５０万は間違いないんですかね。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） はい、総額５０万と伺っております。

○９番委員（松本 廣幸君） 下の括弧書きに１０アールって書いてあるでしょ。そこに書いてあれば、反当りの額になりますが、書いてないので総額５０万です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。よろしいですか。ほかに。

○３番委員（田崎 洋一郎君） はい。３番田崎です。申請地は水田をつくられるということですよ。水田として、周囲はほぼ畑だけで、用水的にはあるんですかね。水は、

○１８番委員（的射場 洋一君） すいません。１８番的射場のほうから少し説明いたします。５４ページの地図のほうに詳しい、地目が書いてありますけれども、一応東側と西側にそれぞれ用水路がありまして、我々が確認したときには東側からだったんですが、そちらのほうはちょっとつながりがなかったので、恐らく西側から取入れ口があるのだらうと思われまして。ちょっとまだ現地詳細確認をしたいところではあるんですが、一応水利は近くにあるということで、水は流れておりました。西側から東側のつながりが細くなってるため、水を回すことができるかどうかというところが、心配なところです。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号20番の案件について採決します。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号20番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（大岩 亜記君） はい、それでは説明いたします。資料は56ページからになります。今回は3件の審議をお願いいたします。申請番号16番について、資料は57ページから64ページになります。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人の方です。転用する土地は1筆で地目は、台帳・現況とも田、転用面積は616平方メートルです。移転する内容は、贈与による所有権移転で、転用の目的は、農機具置場です。60ページの地図をご覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団にある。第1種農地です。しかし、申請地周辺で営農する者の業務上必要な施設であることと、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地であることから、農機具置場への転用は可能です。62ページから、事業計画書、資金計画書、土地改良区意見書を掲載しております。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。

次に、申請番号17番について、資料は65ページから75ページになります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。転用する土地は1筆で地目は、台帳・現況とも田、転用面積は536平方メートルです。移転する内容は、反当たり50万円の所有権移転で、転用の目的は、農機具置場です。68ページの地図をご覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は農業振興地域整備計画の農用地区域内ですが、74ページにあるとおり、農業用施設用地として用途区分が変更されていることから、農機具置場への転用は可能です。70ページから、事業計画書、資金計画書、通帳の写し等を掲載しております。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。

次に、申請番号18番について、資料は76ページから87ページになります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。転用する土地は1筆で地目は台帳・現況とも畑、転用面積は合計で270平方メートルです。移転する内容は、総額330万円の所有権移転で、転用の目的は、個人住宅です。79ページの地図をご覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思います。申請地は、10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地です。近隣の土地も検討されましたが、代替地がないことと、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地であることから、個人住宅への転用は可能です。83ページから、事業計画書、資金計画書、ローン事前審査書等を掲載しております。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第3班の現地調査がありましたので、申請番号16番及び17番の案件について、7番委員の城本委員より、申請番号18番の案件について、18番委員的射場委員より報告をお願いします。

○7番委員（城本 康志君） 7番委員の城本です。午前中、調査をしてまいりました。16番の件につきまして、譲渡人は町外の方で譲受人は町内の方です。地目は田となっております。移転の内容としては、贈与という形になっております。先ほども質問がありましたけど、親戚の方ではございません。転用目的として、農機具置場となっております。別に問題ないと思いますので、ご審議方お願いいたします。17

番の件につきまして、譲渡人、譲受人ともに町内の方で、場所は、あさぎりホームから500メートルのところありまして、地目は田となっております。ここも農機具置場として利用したいということでございますので、別に問題ないと思いますので、皆さんの審議方よろしく願いいたします。以上です。

○18番委員（的射場 洋一君） 18番、的射場です。農地法第5条の申請に係る申請番号18番の案件について現地調査の結果をご報告いたします。資料は76ページから87ページになります。地図は81ページをご覧ください。免田東吉井地区の住宅地の中にございまして、吉井地区にあります村田産業の工場から南へ大体150メートルぐらいのところにあります。現況は畑となっておりますして周辺は新興住宅地という形で整備が進んでおるところで、該当の農地に対してもそのような扱いになるかと思います。提案状況については問題ないというところで見えてまいりましたので、ご審議方よろしく願いいたします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号16番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号16番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号16番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号17番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号17番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号17番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号18番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号18番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号18番の案件については、原案のとおり、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第6 議案第3号 農地利用集積計画（第12回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画（第12回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） はい。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は89ページからご覧ください。89ページ上段の407番から122ページ上段の469番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。122ページ下段の471番から123ページ下段の473番までは、

期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。124ページ475番から142ページ下段の510番までは、新規の賃借権の設定です。143ページ上段の511番、512番は、新規の使用貸借権の設定です。144ページ上段の513番は、期間満了に伴う農地中間管理事業による賃借権の再設定です。145ページの514番から153ページの523番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。154ページの524番は、新規の農地中間管理事業による使用貸借権の設定です。

続きまして、所有権に移転に係る分について説明をいたします。資料は、155ページから159ページをご覧ください。今回の申請は5件で、49番から52番は農業公社が借入れするものです。53番は公社が買入れた土地を売り渡すものです。売買価格は、全て10アール当たりの価格になります。49番の買入れ価格、1段目は45万円、2段目は50万円。50番の買入れ価格50万円。51番の買入れ価格60万円。52番の買入れ価格50万円。53番の売渡し価格76万8,750円です。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積計画（第12回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第3号、農用地利用集積計画（第12回）についてを採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。したがって、本案は、原案のとおり決定しました。

日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（第5回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（第5回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） はい。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は161ページをお願いします。161ページの6番から7番までは、期間満了に伴う賃借権の瀬再設定です。162ページの申請番号8番は、耕作者変更に伴う賃貸借権の再設定です。163ページから167ページにかけましては、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第4号、農用地利用集積等促進計画（第5回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから議案第4号、農用地利用集積等促進計画（第5回）について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年度あさぎり町農業委員会第9回総会を開会いたします。

●農業委員会主幹（大岩 亜記君） 起立願います。礼。

閉会 午後2時7分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月11日

あさぎり町農業委員会 会 長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 18番 的射場 洋一

あさぎり町農業委員会 署名委員 19番 宮原 久子